

郵政に働く非正規労働者の正社員化と均等待遇を求める要請署名

日本郵政グループ各社には、約20万人の非正規労働者が働いています。正社員と同じ業務につき、同じ責任を負わされていても正社員との処遇の格差は著しく、年収ベースでは正社員の3分の1程度しかありません。また、諸休暇や福利・厚生的一面でも格差は放置されています。これらは「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を明記した改正労働契約法20条に反しており、日本郵政グループ各社は、労働条件の格差を是正し均等待遇を実施すべきです。4月からの新人事・給与制度で導入されている（新）一般職への採用（登用）審査が行われています。しかし、対象者は一部の非正規労働者に限定され、全体に門戸は開かれていません。また、採用予定数も全社で約2700人と少ない採用数となっています。応募要件などを見直し希望する非正規労働者全員が正社員採用（登用）されることを求めます。

改正労働契約法18条が施行され2年目を迎える中、いくつかの大手企業では5年を待たず有期雇用から無期雇用への契約変更が行われようとしています。日本郵政グループ各社には長期間にわたって雇用が反復更新されている非正規労働者が多く働いています。5年を待つことなく有期雇用から無期雇用へ転換が図られるよう求めます。非正規労働者が将来に希望を持ち働き続けられるよう以下の項目について要請します。

(要請事項)

1. 希望する非正規労働者の正社員への採用（登用）を行うこと。また、正社員採用にあたっては採用人数を明らかにし、公正・公平な採用（登用）を行うこと。
2. （新）一般職への採用（登用）については、応募要件を見直しするとともに選考方法を簡素化し、郵政非正規社員を優先的に採用すること。
3. 有期から無期雇用への転換は、有期期間3年を経過した時点で行うこと。また、すでに3年を経過した非正規労働者は無期雇用とすること。無期雇用へ転換した労働者の労働条件は、正社員水準に改善すること。
4. 非正規労働者の最低時給を1,200円とし、生活できる賃金を保障すること。
5. 年次有給休暇、病気休暇、育児・介護休暇、産前・産後休暇、年末年始特別休暇、夏期・冬期休暇などの諸休暇について正社員同様の休暇を付与すること。
6. 年末年始勤務手当、早出勤手当、夜間特別勤務手当、祝日給、夏期・年末手当、住居手当、扶養手当などの諸手当を正社員同様支給すること。

2015年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 西室泰三 殿

氏名	住所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

(取り扱い団体) 郵政労働運動の発展をめざす全国共同会議

(問合せ先・送付先) 郵政産業労働者ユニオン 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内